

## 公益社団法人日本皮膚科学会 入会金・会費等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本皮膚科学会定款（以下「定款」という。）第6条に定める正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会金及び会費について、定款第9条に基づき、定めることを目的とする。

### (会員の義務)

第2条 会員は、定款で定めるところにより、公益社団法人日本皮膚科学会（以下「本会」という。）に対し、本規則で定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

### (入会金及び会費)

第3条 入会金は、新たに本会の会員として入会しようとする者が、理事会において、入会が認められたとき、本会に納入するものとする。

2 会費は、年会費と支部所属会費とする。その計算期間は、それぞれ定款第47条に定める事業年度と同一とし、毎年度、本会に納入するものとする。

3 前項の年会費は、会員が支払うものとする。

4 第2項の支部所属会費は、会員のうち正会員が公益社団法人日本皮膚科学会定款施行細則第4条に基づき、所属する支部の支部所属会費を支払うものとする。

5 会員は、入会及び退会時期にかかわらず、入会金及び会費を全額支払うものとする。

### (入会金)

第4条 入会金の金額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 15,000 円
- (2) 賛助会員 15,000 円

### (会費)

第5条 会費のうち、年会費の金額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 15,000 円
- (2) 賛助会員 15,000 円

2 会費のうち、支部所属会費の金額は次のとおりとする。

- (1) 東部支部所属会費 3,000 円
- (2) 東京支部所属会費 7,000 円
- (3) 中部支部所属会費 2,000 円
- (4) 西部支部所属会費 8,000 円

(納入)

第6条 入会金及び会費は、次の期限までに納入しなければならない。

- (1) 入会金 理事会において、入会が認められた日から1か月以内。
- (2) 会費 その事業年度の4月1日から4月30日まで。

(未納等に関する取扱い)

第7条 本会は、会費が未納の会員に対して、発行する会員向けの印刷物の配布を受ける権利、認定する専門医の資格に関する申請を行う権利、講習会の参加申込を行う権利など、会員に関する権利を停止させることができる。

(会費の不返納)

第8条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の使途)

第9条 毎事業年度において、第4条に定める入会金及び第5条に定める会費の合計額のうち50%以上の額を公益目的事業に使用する。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、この規則を誠実に履行することとし、定款第12条第1項第1号の規定に違反したときは、会員資格を喪失する。

(会費の免除)

第11条 会費の免除については、その取扱いを理事会において決定する。

(規則の変更)

第12条 この規則は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規則施行後に、社団法人日本皮膚科学会の未納入会金及び未納会費が支払われた場合、その金額は、本会の入会金又は会費とする。
- 3 本会の未納期間には、社団法人日本皮膚学会に対する未納期間を加算する。
- 4 この規則施行前の未納入会金及び未納会費の徴収権限は本会が有する。
- 5 この規則は、平成25年6月14日に制定する。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 6 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和元年 6 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。